

【資料編】

資料 1	瀬戸市議会反問権実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料 2	瀬戸市議会広報広聴協議会に関する規程・・・・・・・・	3
資料 3	瀬戸市議会請願及び陳情取扱要綱・・・・・・・・・・・・	6
資料 4	視察報告の公開、視察後の取り組み、成果の公開・・・・	10
資料 5	議会基本条例素案策定までの協議予定表・・・・・・・・	11
資料 6	瀬戸市議会正副議長選挙に係る所信表明演説会実施要綱・・	13
資料 7	市民との意見交換会を起点とした政策サイクル・・・・・・・・	14
資料 8	予算決算準備会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

瀬戸市議会反問権実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本会議又は委員会における反問権の行使に関し、必要な事項を定めるものとする。

(反問権)

第 2 条 市長及び執行機関の長並びに質問等に対し答弁を行うため、本会議及び委員会に出席する説明員（以下「市長等」という。）は、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

2 この要綱に掲げる反問権には、単に質問の趣旨又は根拠を確認し、議員の考え方を問い質すことだけでなく、反論も含むものとする。

(反問権の行使)

第 3 条 市長等は、次に掲げる場合において反問権を行使できる。

- (1) 代表質問
- (2) 一般質問
- (3) 緊急質問
- (4) 議案質疑
- (5) 本会議又は委員会における議員提出議案等の審議

2 市長等は、次の各号に掲げる要件に該当している場合において、反問権を行使できる。

- (1) 市長等が議員又は委員の質問、質疑の趣旨又は根拠を確認する場合
- (2) 市長等が議員又は委員の考え方を確認する場合
- (3) 市長等が議員又は委員の質問、質疑に対し反論する場合で、次に該当する場合
 - ア 質問、質疑の内容が市政に直接関わらない場合
 - イ 趣旨又は根拠を確認しても、なお理解が困難な場合や根拠が明らかにならない場合
 - ウ 質問、質疑の中で議員からの提案に対し、対案を求める場合
- (4) 市長等が本会議又は委員会における議員提出議案等の審議に際し、その趣旨又は根拠を確認する場合
- (5) 市長等が本会議又は委員会における議員提出議案等の審議に際し、反論する場合
- (6) 市長等が本会議又は委員会における議員提出議案等の審議に際し、建設的な意見を述べる場合

3 議長等は、反問の内容が前項の規定にそぐわないと認めるときは、注意し、なお従わない場合は反問を制止することができる。

4 一般質問において、市長等の反問権の行使に伴う議員の答弁は、質問時間に含めるものとする。

5 本会議での議案質疑において、市長等の反問権の行使に伴う議員の答弁は、質疑の回数に含めないものとする。

(議員の責務)

第4条 議員は、反問権に基づく発言に対して誠実に対応しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

瀬戸市議会広報広聴協議会に関する規程

(趣旨)

第１条 この規程は、瀬戸市議会会議規則（昭和３２年議会規則第１号）第１２０条第４項の規定に基づき、広報広聴協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第２条 協議会の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 議会だよりの編集に関すること
- (2) 議会ホームページに関すること
- (3) 議会報告会と市民との意見交換会に関すること
- (4) 傍聴者アンケートに関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること

(組織)

第３条 協議会は、瀬戸市議会議員（以下「議員」という。）全員を会員として組織する。

(会員の任期)

第４条 会員の任期は、議員の任期とする。

(会長及び副会長)

第５条 協議会に会長１人及び副会長２人を置く。

- ２ 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- ３ 会長及び副会長の任期は１年とする。
- ４ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- ５ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(理事会の設置)

第６条 協議会に理事会を置く。

- ２ 理事会の所掌事務は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 議会の広報及び広聴に関する企画立案
 - (2) 第７条に定める広報部会及び広聴部会（以下「部会」という。）の調整、進捗状況の確認
 - (3) 部会の活動等に関する承認
- ３ 理事会は、協議会の正副会長、正副議長、議会運営委員会の正副委員長及び議会改革推進特別委員会の正副委員長をもって組織する。
- ４ 理事会の座長は、協議会の会長をもって充てる。
- ５ 理事会は、座長が招集する。

(部会の設置)

第７条 協議会に部会を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 広報部会 第2条第1号及び第2号に掲げる事務並びに同条第5号に掲げる事務のうち会長が理事会に諮って指定する事務
 - (2) 広聴部会 第2条第3号及び第4号に掲げる事務並びに同条第5号に掲げる事務のうち会長が理事会に諮って指定する事務
- 3 部会は、副会長（部会長）及び会員をもって組織する。
- 4 部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 5 部会長は副会長をもって充て、副部会長は部会に属する会員の互選により定める。
- 6 会長及び議長は、部会には属さない。
- 7 部会は、部会長が招集する。

（運営）

第8条 瀬戸市議会会議規則及びこの規程に定めるもののほか、協議会の運営については、瀬戸市議会委員会条例（昭和41年条例第4号）に定める常任委員会の運営の例による。

（協議会等の公開）

第9条 協議会、理事会及び部会（以下「協議会等」という。）は、これを公開する。

瀬戸市議会広報広聴協議会の設置について

1 目 的

瀬戸市議会の活動状況を広く市民に周知を図るとともに、市政に対する市民ニーズを的確に把握することを目的とする。

2 協議会のイメージ

広報広聴協議会

協議会の形態 ⇒ 自治法第 100 条第 12 項の規定による協議の場とする。

会 員 数 ⇒ 26 人

会 長 等 ⇒ 会長 1 名、副会長 2 名（両部会長が兼務）
※議長、会長は、部会には加わらない。

【所掌事務】

- ・企画立案
- ・両部会の調整及び進捗状況の確認
- ・両部会の活動等に関する承認

広報広聴協議会理事会

【メンバー：9名】

- ・正副会長（3名）
- ・正副議長（2名）
- ・議会運営委員会の正副（2名）
- ・議会改革推進特別委員会の正（2名）

広報部会

- 1 会員数 12名
- 2 部会長 1名（副会長が兼務）
- 3 副部会長 1名
- 4 所掌事務
 - ① 議会だよりの編集に関する事
 - ② 議会ホームページに関する事
 - ③ その他議会の広報に関する事

広聴部会

- 1 会員数 12名
- 2 部会長 1名（副会長が兼務）
- 3 副部会長 1名
- 4 所掌事務
 - ① 議会報告会と市民との意見交換会に関する事
 - ② 傍聴者アンケートに関する事
 - ③ その他議会の広聴に関する事

瀬戸市議会請願及び陳情取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市議会会議規則第90条から第96条までに規定する請願及び陳情の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(請願書の提出方法)

第2条 瀬戸市議会に請願をしようとする者（以下「請願者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請願書を議長に提出するものとする。

- (1) 提出年月日
- (2) 件名
- (3) 請願者の住所及び氏名（押印）
（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名（押印））
- (4) 請願を紹介する議員の氏名（署名又は記名押印）
- (5) 請願趣旨
- (6) 請願事項

(請願の紹介議員)

第3条 正副議長及び当該請願の審査を行う常任委員会の正副委員長は、中立公正な立場でなければならないことから、請願の紹介議員になることを自粛する。

(請願書の受理)

第4条 請願書は、閉会中においても常時受理し、整理番号は、暦年を単位とした通し番号とする。

(請願を審議する時期)

第5条 定例会における請願の取扱いは、当該請願を提出しようとする定例会の招集告示日の前日までに受理したものを審議する。ただし、急を要する場合は、その都度議会運営委員会で協議し決定する。

(請願の趣旨説明の申出・実施方法・出席)

第6条 請願者が希望した場合、請願が審査される常任委員会において請願の趣旨

説明を行うことができるものとする。

- 2 議会事務局は、請願を受理する際、常任委員会において趣旨説明ができる旨を説明し希望の有無を確認する。
- 3 審査を行う委員は、趣旨説明終了後、請願者に対し質疑を行うことができる。
- 4 請願者から委員に対する質疑を行うことはできない。
- 5 趣旨説明の実施方法は次のとおり。
 - (1) 請願者は、常任委員会での自身が提出した請願が議題となった際、その審査の冒頭に趣旨の説明を行う。

- (2) 説明時間は、5分以内とする。
 - (3) 出席者は提出者本人（団体等の場合は代表者）を含め2人以内とし、説明は原則として提出者本人が行う。委員からの質疑があった場合の答弁は提出者以外の者が行ってもよい。
 - (4) 請願者は、自身が提出した請願が議題となった際、全員協議会室等に入室し、事務局席の隣の席において趣旨説明を行い、委員から質疑があった場合は、その場で答弁する。趣旨説明及び委員からの質疑終了後は退室する。
 - (5) 請願者が常任委員会を傍聴している場合は、自身が提出した請願・陳情が議題となった際、傍聴席から事務局席の隣の席に移動し、趣旨説明を行い、委員から質疑があった場合はその場で答弁する。趣旨説明及び委員からの質疑終了後は傍聴席に戻る。
 - (6) 請願者が趣旨説明の際、資料の配布を希望する場合は、必要な配布部数を議会事務局に確認し、審査の前日（営業日）午後4時までに持参する。
 - (7) 資料は、請願者において適宜準備する。
 - (8) 趣旨説明の際、パネル等を使用する場合は、委員会開会前までに委員長の許可を得る。
 - (9) 趣旨説明及び委員からの質疑に対する答弁の際、明らかに不穏当な発言があったと認められた場合、委員長は、請願者を退室させることができる。
- 6 趣旨説明は、請願者の希望により行うものであることから、費用弁償は行わない。
（陳情の取扱い）

第7条 陳情書の提出方法及び受理については、第2条及び第4条の規定を準用する。ただし、第2条(4)の紹介議員は不要とする。

- 2 前項の規定により受理した陳情のうち、瀬戸市内に住所を有する者及び団体（法人等含む）から提出され、かつ、瀬戸市が処理権限を有するものについては、第5条から前条までの規定を準用する。なお、陳情の取扱いについては、議会運営委員会において協議し決定する。
- 3 前項において審査することになった陳情については、議会運営委員会にて付託先を決定し、所管する常任委員会に付託する。
- 4 審査の依頼を受けた委員会は、請願の例により審査を行い、結果について次の区分により議長に報告する。また、必要がある場合は、陳情者に結果を通知する。
 - (1) 採択すべきもの
 - (2) 不採択とすべきもの
 - (3) 結論を得ず（聞き置く）
- 5 議長は、前項において採択すべきものとされた陳情について、市長その他の機関に送付することが適当と認めるものについては、当該機関に審査結果をつけて送付する。
- 6 第2項に規定する陳情以外に、瀬戸市の事業に該当とならないものや審査になじまないもの（別表）は、配布のみの取扱いとする。
- 7 第1項及び第2項の規定により準用する場合において、「請願」とあるのは「陳情」と読み替えるものとする。

（請願及び陳情の用語の表現・表記方法）

第8条 請願及び陳情の仕組みを市民に分かりやすく伝え、議会への市民参加を促進するため、請願及び陳情の用語の表現・表記方法を次のとおり定める。

(1) 請願は「市民からの提案（請願）」とする。

(2) 陳情は「市民からの意見（陳情）」とする。

2 前項の表現・表記方法は、議事運営に支障のない範囲において、市民向けの配布物等、対外的なものについて適用する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

付 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

<別表>

◎審査になじまない陳情書

	陳情書の内容	具体的な事例等
1	法令違反、違反行為を求めるもの等、公の秩序に反するもの	営業の自由の制限、所有権の不可侵や信教の自由を制限するもの等で、審査しても明らかにその声に応えることができないと思われるもの
2	個人や団体を誹謗中傷、またはその名誉を毀損するもの	個人や団体に対する誹謗中傷、または名誉を毀損する内容が記載され、審査しても結論が出せない、または出すことが適当でないと思われるもの
3	係争中の裁判事件や異議申し立て等に関するもの	係争中の事件や和解等を求めるもの等、判断することにより司法権等の独立を侵すことになるもの
4	市職員等に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの	本来、当該職員の任命権者に対して求めるべきであるもの等、議会の審査になじまないもの
5	趣旨、願意等が不明瞭で判然としないもの	趣旨等の補正を依頼しても応じず、何を求めているのか等が不明確で、審査のしようがないもの
6	上記1から5までに規定するもののほか、議会運営委員会の協議を経た上で、議長が審査になじまないと判断したもの	

「瀬戸市に処理権限がないもの」の定義

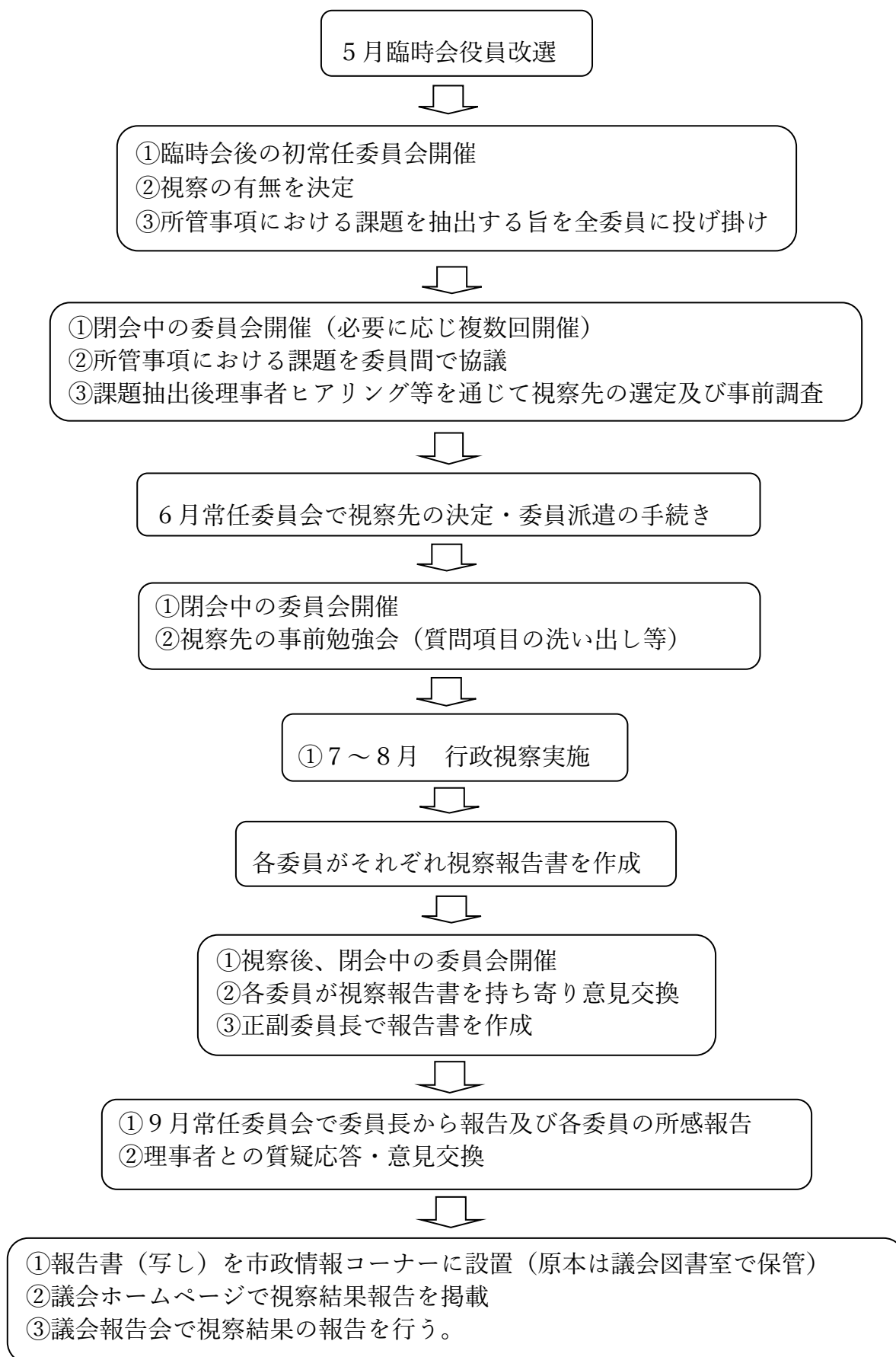
例) ・国会で成立した安保法案の一部を改正してほしい。

- ・消費税法を改正し、水道料金に課税されないようにしてほしい。
- ・リニア中央新幹線のルートを変更してほしい。

⇒ 市で法律の改正は不可 ⇒ 処理権限なし

ただし、これが法の一部改正を求める意見書を提出してほしいという陳情であれば、「瀬戸市に処理権限がないもの」とは言えなくなる。

◎視察報告の公開、視察後の取り組み、成果の公開



◎議会基本条例素案策定までの協議予定表

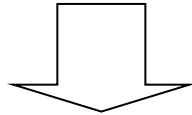
開催日	協 議 内 容
第3回（6/6）	前文の協議
第4回（6/13）	前文の確認 第1章 総則（第1条～第4条）の協議
第5回（6/24）	第1章 総則（第1条～第4条）の確認 第2章 市民と議会の関係（第5条）の協議
第6回（7/4）	第2章 市民と議会の関係（第5条） 第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係 （第6条～第9条）の協議
第7回（7/11）	第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係 （第6条～第9条）の確認 第4章 討論の拡大及び政策討論会議 （第10条、第10条の2）の協議
第8回（7/19）	第4章 討論の拡大及び政策討論会議 （第10条、第10条の2）の確認 第5章 委員会の活動（第11条）の協議
第9回（7/25）	第5章 委員会の活動（第11条）の確認 第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条～第15条）の協議
第10回（8/1）	第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条～第15条）の確認 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第16条～第18条）の協議
第11回（8/8）	第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第16条～第18条）の確認 第8章 最高規範性を見直し手続（第19条～第21条）の協議
第12回（8/15）	第8章 最高規範性を見直し手続（第19条～第21条）の確認 条例案全体の確認 → 法務担当と協議開始
第13回（8/22）	専門的知見の活用
第14回（8/29）	今後の工程確認（9月～3月） 市民との意見交換会に向けての準備

議会基本条例策定に係る協議の進め方

- ① 毎回、条例案の章ごとに協議を行い、委員会としての素案を策定する。

<例>

第3回（6/6）の委員会では前文の協議を行い、委員会としての素案を策定する。

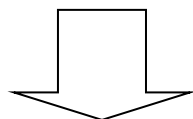


- ② 策定した案を会派へ持ち帰り、会派内で説明、理解を得る。
次の章を協議するにあたり、会派内で意見交換をしておく。

注) 持ち帰るのは、委員会で策定した条例案を全議員の共通認識とするためであり、「てにをは」程度の修正は可とするが、文案そのものの修正は、原則として行わない。

仮にどうしても修正する必要がある場合は、次回の開催日の前まで他の委員に対し、対案を書面で提示し、それぞれの会派で協議してもらうよう依頼しておくこととする。

各委員は委員会が策定した条例案を会派内でしっかり説明し、理解を得る必要がある。



- ③ 次の委員会でその結果を報告、必要に応じ再協議を行った後、条例の素案として決定。

次の章について協議を行い、委員会としての素案を策定する。

以下、第8章までこの流れを繰り返し、素案を策定。

瀬戸市議会正副議長選挙に係る所信表明演説会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民に開かれた議会を実現するため、議長又は副議長を志す議員（以下「所信表明者」という。）が議会運営に係る所信又は抱負を表明する所信表明演説会（以下「演説会」という。）を開催するために必要な事項を定めるものである。

(申出の手続き)

第2条 所信表明者は、所信表明申出書（別記様式1）をそれぞれ選挙が行われる議会の招集告示日の正午までに議会事務局長に提出しなければならない。

2 申し出を撤回しようとする場合は、所信表明撤回申出書（別記様式2）を演説会の開催までに議会事務局長に提出しなければならない。

3 議長又は副議長のいずれか一方に係る所信表明の申し出をした者は、他の一方に係る所信表明の申し出をすることはできない。

(演説会の開催)

第3条 演説会は、議長選挙及び副議長選挙が行われる議会の休憩中に開催する。

2 演説会は、本会議場で開催するものとする。

3 演説会は、これを公開するものとする。

4 演説会は、インターネット中継を行うものとする。

5 所信表明者は、演説会において所信又は抱負を表明することができる。

6 議員は、所信表明に対し、良識の範囲内で質疑を行うことができる。

(発言時間)

第4条 演説会における所信表明の発言時間は、所信表明者1名につき10分以内とする。

2 所信表明に対する質疑の発言時間は、1名につき10分以内とする。

3 前項の場合において所信表明者が回答する時間は、第1項の発言時間に含めないものとする。

(発言順序)

第5条 演説会における所信表明の順序は、あらかじめ正副議長及び正副議会運営委員長立会いのもと、くじで決定する。

(所信表明者以外の議員への投票)

第6条 所信表明者以外の議員への投票も有効とする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、瀬戸市議会傍聴規則を準用する。

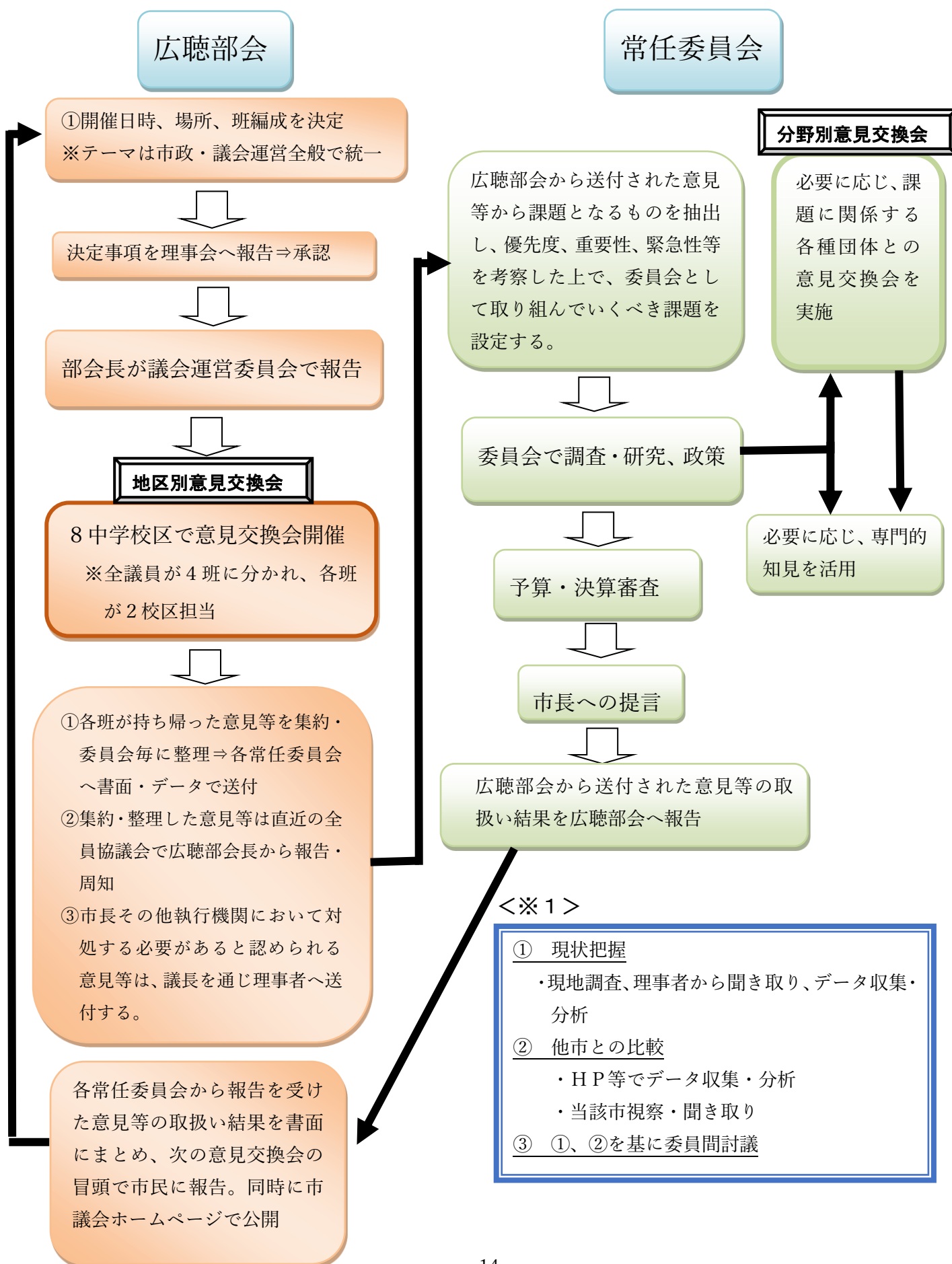
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、演説会の開催について必要な事項は、議会運営委員会で協議し定める。

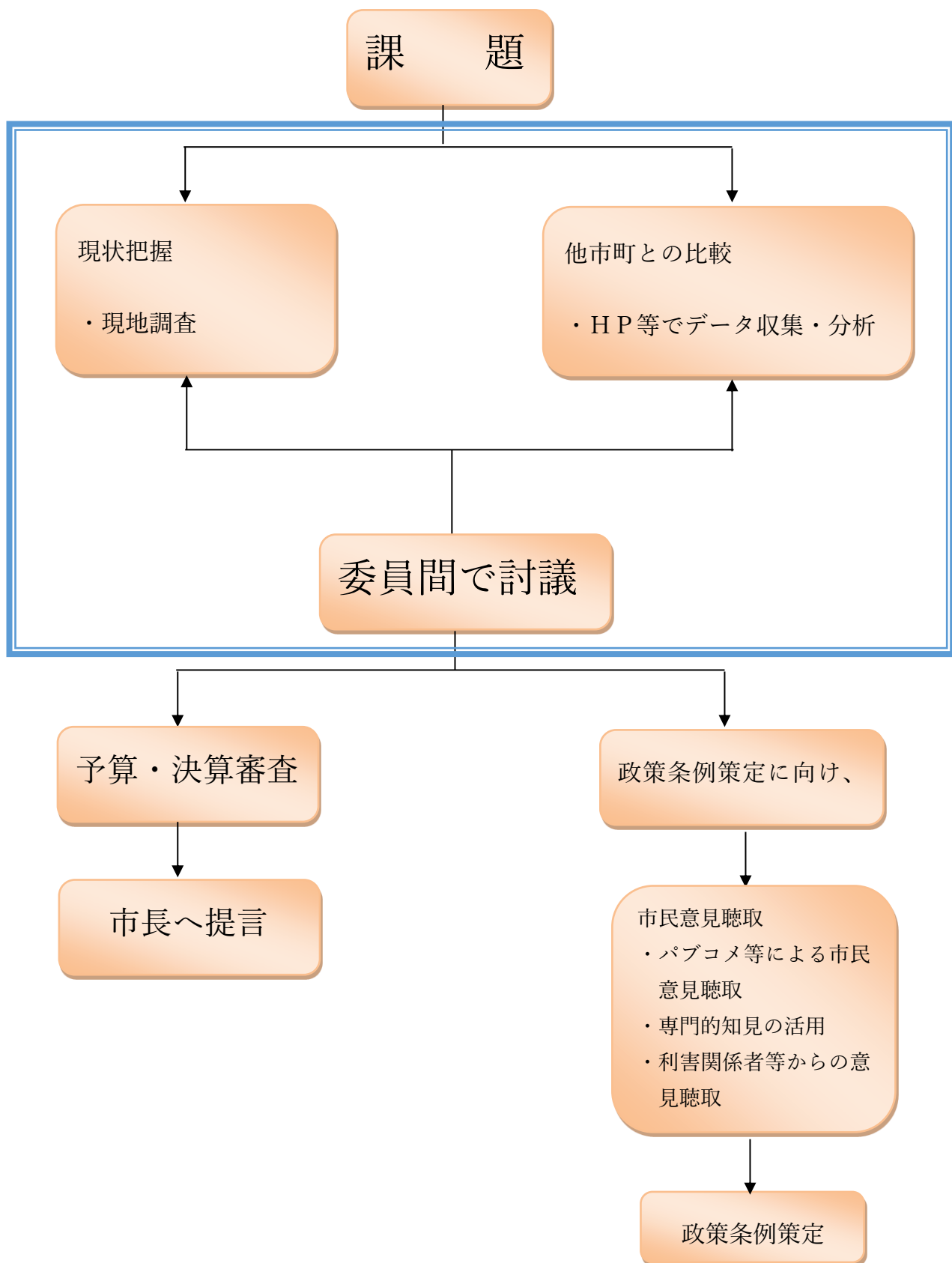
附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

◎市民との意見交換会を起点とした政策サイクル



【委員会での調査・研究、政策討論】



◎予算決算準備会について

1 準備会の目的

- (1) 当初予算審査・決算審査に向け、予算決算委員会の分科会単位で当初予算審査・決算審査における論点の抽出、具体的には、市民との意見交換会で得られた意見、一般質問で課題とされた項目などを踏まえ、分科会として問題意識を持ち、特に重層的に審査すべきと考えられる主要事業、重点事業及びその論点を抽出することを目的とする。

2 準備会から分科会・全体会への流れ

(1) 決算審査の場合

① 第1回準備会（事業の選定：7月初旬に開催）

- ア 議員のみで開催
- イ 当該年度の「当初予算概要」に掲載されている事業及び当該年度予算審査で注目した事業を中心に5～6事業を選定
- ウ 意見交換会で出された市民意見の内、委員会として取り組む課題としたものについて、調査研究

② 第2回準備会（7月中旬に開催）

- ア 選定した事業及び市民意見について、担当課からヒアリング
- イ 確認程度の質疑を行う

③ 個人・会派での調査研究

- ア 議員個々で選定した事業の論点を抽出・整理する
- イ 抽出・整理した論点について、会派内で討議を行い合意形成を図る

④ 第3回準備会（招集告示後）

- ア 議員のみで開催
- イ 委員個々或いは会派で合意形成された論点を公表。それについて委員間で討議を実施、分科会としての論点を整理する

⑤ 予算決算委員会分科会（理事者同席）

- ア 準備会を経て抽出された論点に基づき理事者に質疑する
- イ 論点については、委員全員が重層的に関連質疑を行う
- ウ 論点以外での質疑も可
- エ 論点ごとに争点があれば、争点ごとに委員間討議を実施
- オ 理事者に提言を行うのであれば、討議の際にその旨を発言

⑥ 予算決算委員会分科会（理事者退席後）

- ア 提言について文案精査
- イ 精査した文案を予算決算委員会全体会へ提出

⑦ 予算決算委員会全体会

ア 委員長報告 ⇒ 討議（①提言事項について、②その他） ⇒ 採決
イ 提言を取りまとめ、委員長から議長へ提出

(2) 当初予算審査の場合

① 第1回準備会（事業の選定：1月初旬に開催）

ア 議員のみで開催
イ 中期事業計画（例年12月中に配布）に掲載されている事業の中から10事業程度を選定
ウ 意見交換会で出された市民意見の内、委員会として取り組む課題としたものについて、調査研究

② 第2回準備会（1月下旬に開催）

ア 選定した事業及び市民意見について、担当課からヒアリング、5～6事業に絞り込む
イ 確認程度の質疑を行う

③ 個人・会派での調査研究

ア 選定した事業について、議員個々で論点を抽出・整理する
イ 抽出・整理した論点について、会派内で討議を行い、合意形成を行う

④ 第3回準備会（招集告示後）

ア 議員のみで開催
イ 委員個々或いは会派で合意形成された論点を公表
ウ 当初予算概要を活用し、論点について委員間で討議を実施、分科会としての論点を整理する

⑤ 予算決算委員会分科会（理事者同席）

ア 準備会を経て抽出された論点に基づき理事者に質疑する
イ 当初予算概要を積極的に活用する
ウ 論点については、委員全員が重層的に関連質疑を行う
エ 論点以外での質疑も可
オ 論点ごとに争点があれば、争点ごとに委員間討議を実施
カ 理事者に提言を行うのであれば、討議の際にその旨を発言

⑥ 予算決算委員会分科会（理事者退席後）

ア 提言について文案精査
イ 精査した文案を予算決算委員会全体会へ提出

⑦ 予算決算委員会全体会

ア 委員長報告 ⇒ 討議（①提言事項について、②その他） ⇒ 採決
イ 提言を取りまとめ、委員長から議長へ提出